

平成 30 年度

事業報告書

自 平成 30 年 4 月 1 日

至 平成 31 年 3 月 31 日

一般財団法人 全国競輪選手共済会

事業概要

平成最後の国内景気は、海外経済の減速を受け輸出や生産の一部に弱さがあるものの、個人消費の持ち直しや雇用情勢の改善がみられ、緩やかな回復基調となった。しかし、米中貿易戦争の行方は予断を許さず、今秋には消費税の増税が予定されていることから、今後国内景気は衰退するとの懸念が広がっている。

こうした景気情勢のなか、競輪界ではG 開催の売上げ不振は続くものの、G 開催初の6日制ナイターが実施され、売上は目標額を達成し、ミッドナイト競輪の売上も好調であったことから、平成30年度の総車券売上は、対前年度比102.2%となり5年連続で前年度を上回る結果となった。

本会事業については、関係団体の支援協力により、本年度も適正円滑な事業の執行に努めた。

給付事業は、落車件数及び負傷の程度に大きく左右されるものであるが、平成30年度の落車件数は、前年度に比べ減少したことから、休養給付は前年度を下回る実績となった。傷病見舞金も同様に前年度の実績額を下回ることとなったが、医療費の1件当たりの支給額が増加していることから、医療給付は前年度の実績額を上回ることとなった。また、障害給付は前年度の実績額を上回ることとなったが、予算の範囲内での執行となった。なお、正会員の死亡による遺族給付の支給はなく、本会設立以来はじめての結果となった。

貸付事業は、貸金業者として貸金業法に則り事業を執行し、競輪選手の福利厚生に努めた。

A E D普及事業は、全国の競輪場及び自転車競技場に設置している本体機器が耐用年数の経過時期となったため、新機種との交換を行うとともに東京オリンピックの自転車競技会場となる伊豆ベロドローム他に新規にA E Dを設置した。また、日本競輪選手会本部・支部及びJ K A競技実施チームごとにA E D講習会を支援した。その結果、平成30年度は合計24回のA E D実技講習会が行われ、心肺停止等の傷病者対応処置の普及に努めた。

なお、日本競輪選手会からの受託業務となっている退職給付及び競輪選手年金に関わる支給事務については、本年度も適正円滑に事務処理を行った。

以上が平成30年度の主な事業概要であるが、各給付事業及び各会計の収支実績は以下報告のとおりである。

1．本会の主要事業である給付事業については、正会員をはじめ各関係団体の協力により適正円滑に執行されている。

本年度も、過去の給付実績等を勘案した予算の策定を行い、事業を執行したところ、医療費の1件当たりの支給額が増加していることに伴い、医療給付は予算額を上回ることとなった。また、休養給付、傷病見舞金給付、障害給付は予算の範囲内での執行となった。

なお、遺族給付の該当者はなく、本会設立以来はじめての結果となった。

2．競輪選手オリンピック年金事業については、オリンピック競技大会においてメダルを獲得した者に対し、その功績を讃えて退会後に年金を支給するもので、本年度は受給者2名に対し年金の支給を行った。

3．育英金事業については、重度障害者及び死亡した正会員の子弟に対して学費等を補助するもので、幼稚園から高等学校または高等専門学校までの子弟を対象に育英年金及び育英一時金を支給し、これら家族の生活の安定と子弟の修学意欲の増進を図った。

なお、近年の金融情勢は低金利傾向にあり受取利息だけでは予定運用益が見込めないことから、本年度の不足財源については一般会計から繰入れて執行した。

4．貸付事業については、一般貸付、罹災貸付及び特別罹災貸付があるが、特に一般貸付においては正会員の40.9%が利用するなど有効に活用され、また返済金も順調に回収されるなど概ね計画通り実施された。

また、貸付事業については、貸金業法に基づき適正な事業を執行できる体制を整え、選手への福利厚生の一環として事業の執行に努めた。

5．A E D（自動体外式除細動器）普及事業については、本会の公益目的支出計画に掲げる実施事業としており、緊急救命時の対応として全競輪場及び主に選手が利用する自転車競技場等にA E Dを設置し保守管理を行っている。

本年度は、本体機器の耐用年数が経過時期となったため、新機種との交換を行うとともに、新たに伊豆ペロドローム他にA E Dを設置した。また、日本競輪選手会本部主催の新人教育訓練等における選手を対象とした実技講習に加え、選手会支部及びJ K A現場担当

職員を対象としたAEDの操作方法等の講習会の支援を行った。さらに、AEDを設置している競輪場については、定期的に点検確認の報告を受けるとともに、本会職員を逐次競輪場に派遣し、AEDの設置状況の確認及び管理状況についてその実態把握に努めた。

6．その他の関連事業として、本会が事務局となっている退職選手職業指導委員会の設立趣旨である選手の再雇用等については、退職選手の雇用促進の一助とするべく、退職選手の就業状況を調査するとともに、本会ホームページ上において雇用に積極的な企業の情報提供に努めた。

なお、福利厚生施設ラフォーレ倶楽部については本年度も選手及び関係者を対象に活用された。

7．各会計における収支実績について

一般会計

事業活動収入の部は、助成金収入11億407万余円、事業収入1,763万余円、入会金及び雑収入合わせて138万余円、基本財産運用収入及び特定資産運用収入1万余円、競輪選手オリンピック年金特別会計からの繰入金収入7千余円、罹災貸付金回収収入20万円、特別罹災貸付金回収収入406万円の合計11億2,737万余円となった。

事業活動支出の部は、事業費支出7億3,629万余円、管理費支出に7,175万余円、障害年金特別会計及び育英金特別会計への繰入金支出として他会計への繰入金支出1億4,322万余円、合計9億5,127万余円となった。

一方、投資活動支出の部は、退職給付引当資産取得支出878万余円、AED取得支出2,153万余円、敷金支出33万円の合計3,065万余円となった。

したがって、事業活動収入と投資活動収入を合わせた収入総合計11億2,737万余円となり、事業活動支出と投資活動支出を合わせた支出総合計9億8,193万余円で当期収支差額は1億4,543万余円、前期繰越収支差額30億3,429万余円と合わせた次期繰越収支差額は31億7,973万余円となった。

障害年金特別会計

事業活動収入の部は、一般会計繰入金収入1億3,400万円及び特定資産利息収入等35万

余円、合計 1 億3,435万余円となった。

事業活動支出の部は年金受給者25名に対し、7,753万余円を支出し、事業活動収支差額は5,681万余円となった。

投資活動収支の部は、特定資産取得支出として障害年金積立資産取得支出5,681万余円となった。

競輪選手オリンピック年金特別会計

事業活動収入の部は、特定資産利息収入等の7千余円となった。

事業活動支出の部は、受給者 2 名に対し91万円を支出し、一般会計への繰入金支出 7 千余円との合計91万 7 千余円となり、事業活動収支差額は91万円の不足となった。

不足分については、競輪選手オリンピック年金基金資産取崩し収入の91万 7 千余円と競輪選手オリンピック年金基金資産取得支出の 7 千余円の投資活動収支差額91万円を充当した。

育英金特別会計

事業活動収入の部は、一般会計繰入金収入922万余円及び特定資産利息収入等 3 万余円の合計926万円となった。

事業活動支出の部は、育英年金25名、816万円及び育英一時金 7 名、110万円、合計926万円を支出した。

一般貸付特別会計

事業活動収入の部は、貸付金回収収入10億7,024万余円及び受取利息収入5,139万余円、合計11億2,164万余円となった。

事業活動支出の部は、長期貸付金支出 8 億1,187万円、支払利息支出3,262万余円、諸会費支出59万余円、合計 8 億4,509万余円となり、事業活動収支差額は 2 億7,654万余円となった。

財務活動収支の部は、借入金収入 8 億4,509万余円、借入金返済支出11億2,202万余円となり、財務活動収支差額は 2 億7,693万余円となり、同額を借入金返済に充てた。

事業活動収支差額と財務活動収支差額を合わせた当期収支差額の38万余円の不足につ

いては、前期繰越収支差額631万余円を充当し、次期繰越収支差額は593万余円となった。

なお、事業の詳細については、次のとおりである。

1. 給付事業

本会の給付事業は、選手に対する災害補償として、医療給付、休養給付、傷病見舞金給付、障害給付、遺族給付等の給付事業を行っている。これらの給付は関係団体の支援協力により執行されており、給付内容を十分精査し、適正円滑な給付の処理に努めることが求められる。

本年度の共済事業費については、7億2,518万円を計上し執行したところ、6億1,211万余円の支出となり、予算の範囲内で執行することができた。

落車件数の動向としては、落車事故の発生が前年度比92.9%の2,310件で前年度に比べ減少し、落車発生頻度も9.93レースに1件の割合となり0.89ポイント改善された。これに伴い、医療・休養・傷病見舞金給付における申請件数が前年度に比べ減少し、傷病見舞金や休養給付支給額は前年度に比べ減少する結果となったが、医療給付支給額においては、近年の医療技術の高度化等により前年度に比べ増加する結果となった。また、落車件数は減少したものの、症状重篤者があったため、緊急措置費の支給額は前年度の約3倍となった。

なお、本年度は遺族給付の支給がなく、共済事業費全体としては前年度実績額に対し2.2%の減少となった。

各給付の具体的な執行状況は次のとおりである。

(1) 医療給付

医療給付は、参加中7,580件1億4,520万円、参加外280件650万円、合計7,860件1億5,170万円を予算計上し事業を執行したところ、参加中の実績額は7,882件1億5,367万余円、参加外の実績額は259件615万余円となり、合計8,141件1億5,982万余円となり、予算に対し281件812万余円の支出増となった。

医療費については、近年の医療技術の高度化等により国民医療費が増加傾向にある中、競輪選手の落車負傷に対する治療費も高度な治療機器や薬剤などにより年々増加している。

本年度の医療給付は、この医療の高度化に併せ、入院時食事負担額が引き上げられたこ

とや診療報酬の改定に伴い、特に緊急な診療を要する開催地において大きな増加を示すものとなった。

前年度と比較してみると、参加中については、前年度実績7,915件 1億4,337万余円に対し本年度は支給件数が0.4%減少したものの、支給金額は7.2%増加している。参加外については、前年度実績236件576万余円に対し、本年度の支給件数が9.7%増加し、支給金額も6.8%増加した。

医療給付の動向としては、ここ数年増加傾向を示しており、2019年度においても消費税の引き上げや診療報酬の改定が予定されていることから、今後も医療保険制度の改革等の動向を見極め対応していくことが必要である。

(2) 休養給付

休養給付は、参加中1,600件 3億6,160万円、参加外110件2,030万円、合計1,710件 3億8,190万円を予算計上し事業を執行したところ、参加中の実績額は1,570件 3億5,917万余円、参加外の実績額は113件1,954万余円となり、合計1,683件 3億7,872万余円となり、予算に対し27件317万余円の執行残となった。

本年度の休養給付は、参加中については、競走中の落車発生頻度が改善し、受給者数及び休養日数ともに前年度に比べ減少しており、前年度実績1,650件 3億7,074万余円に対し、本年度の支給件数は4.8%減少し、支給金額も3.1%減少した。

参加外については、前年度実績110件1,929万余円に対し、本年度は支給件数が2.7%増加し、支給金額も1.3%の増加となったが、ほぼ前年度と同水準になっている。

休養給付の動向としては、休養発生頻度が減少したことや、医療技術の高度化等により復帰に要する期間も減少していることが見受けられる。一方で、症状重篤のため長期療養を要する重傷者等、今後もこの推移を十分に見極め対応していくことが必要である。

(3) 傷病見舞金給付

傷病見舞金給付は、傷病見舞金2,500件1,440万円、緊急措置費400件64万円、合計2,900件1,504万円を予算計上し事業を執行したところ、傷病見舞金の実績額は2,291件1,322万余円、緊急措置費の実績額は553件167万余円、合計2,844件1,490万余円となり、予算に対し56件13万余円の執行残となった。

傷病見舞金の給付内容については、診断日数30日以内に対する傷病見舞金（5千円）の給付が1,937件968万5千円となり、前年度に比べ145件72万5千円減少し、診断日数31日以上に対する傷病見舞金（1万円）の給付が354件354万円となり、前年度に比べ23件23万円と減少した。

緊急措置費の給付内容としては、重傷者6名に対し家族招致旅費・滞在費として114万余円の支給を行った。また、入院雑費については53万余円の支給を行った。家族招致旅費・滞在費の支給額については、重傷者6名のうち3名は症状重篤であったため、前年度実績額7万余円に対し大幅に増加する結果となった。

本年度の傷病見舞金給付の動向としては、落車発生頻度の改善に伴い、診断日数30日以内と診断日数31日以上の傷病見舞金対象者がともに減少することとなった一方で、症状重篤となる落車事故が数件発生したことにより、緊急措置費の支給が突発的に上昇するものとなった。

(4) 障害給付

障害一時金・障害見舞金

障害一時金・障害見舞金は、参加中247件8,726万円、参加外24件782万円、合計271件9,508万円を予算計上し事業を執行したところ、参加中の実績額215件5,270万円、参加外の実績額25件500万円、合計240件5,770万円となり、予算に対し31件3,738万円の執行残となった。

支給内容については、参加中は総支給件数215件のうち軽度障害である障害見舞金は、第14級に該当する障害が186件、第13級に該当する障害が20件、第12級に該当する障害が7件となった。中程度障害である障害一時金については、第11級に該当する障害が1件、第9級に該当する障害が1件となった。なお、重度障害となる障害一時金の対象者はいなかったが、前年度実績211件5,115万円に対し本年度は支給件数1.9%増加し、支給金額も前年度比3.0%増加している。参加外については、総支給件数25件のうち軽度障害である障害見舞金は、第14級に該当する障害が22件、第12級に該当する障害が2件となった。中度障害である障害一時金の該当については、第11級に該当する障害が1件となり、前年度実績12件484万円に対し、本年度の支給件数は108.3%増加し、支給金額も3.3%増加している。

障害年金

障害年金については、前年度末における年金受給者25名に本年度見込まれる該当者1名を加え、合計26名7,976万円を障害年金特別会計に予算計上し事業を執行した結果、実績額は25名、7,753万余円の支出となった。

(5) 遺族給付

正会員の死亡に係わる遺族給付については、該当者はなかった。

(6) 遺体輸送給付

正会員の死亡に係わる遺体輸送給付については、該当者はなかった。

(7) 障害特別見舞金

障害特別見舞金は、第5級に該当する者2名96万円を予算計上し事業を執行した結果、実績額は2名96万円となり予算の範囲で執行できた。